

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書  
(公の施設の指定管理者監査)

大仙市監査委員

大仙監査－111

令和6年11月22日

大仙市長 様

大仙市議会議長 様

大仙市教育長 様

大仙市監査委員 伊藤 淳

大仙市監査委員 佐藤 富佳

大仙市監査委員 鎌田 正

## 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同法第199条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 目 次

I	適 用 し た 監 査 基 準	1
II	財 務 監 査 等 の 種 類	1
III	監 査 の 対 象	1
IV	監 査 の 着 眼 点	2
V	監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
VI	監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	3
VII	監 査 の 結 果	3
IX	監 査 の 意 見	3

# 令和6年度財政援助団体等監査報告書

## (公の施設の指定管理者監査)

### I 適用した監査基準

本財政援助団体等監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### II 財務監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

### III 監査の対象

#### 1 監査の対象事務

地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者の出納その他の事務の執行を対象とした。

#### 2 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

#### 3 監査の対象団体・所管部署

令和5年度に指定管理者制度を導入している65施設のうち13施設を抽出し、抽出した施設の指定管理者7団体、市所管部署7部署について対象とした。

施設名	指定管理者	所管課
大仙市民プール		
大仙市大曲体育館	大曲スポーツクラブ	スポーツ振興課
大仙市立大曲武道館		
大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」	株式会社TM大曲	生涯学習課
大仙市西仙北緑地運動広場野球場		
西仙北緑地運動広場グラウンド・ゴルフ場	株式会社オーエンス	大綱交流館 (スポーツ振興課)
大仙市西仙北スポーツセンター		
大仙市中仙地域農業総合管理施設	物産中仙株式会社	中仙支所市民サービス課
大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設		協和支所市民サービス課
米ヶ森公園	株式会社協和振興開発公社	西仙北・協和建設水道事務所
太田ふれあいの里		
太田農村体験の里	むつみ造園土木株式会社	太田支所市民サービス課
太田東部墓園	太田町東部墓園墓地使用者組合	太田支所市民サービス課

## IV 監査の着眼点

### 1 指定管理者関係

公の施設の管理が関係法令の定めるところにより適切に管理されているかを主眼として実施した。また、協定に基づく義務の履行が適切に行われているかを主眼として監査した。

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 他の事業との会計年度、会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る会計処理は適正になされているか。また、出納関係帳簿や領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

### 2 所管部署関係

公の施設の管理を行わせる団体の指定が適正に行われているかを主眼として実施した。また、指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求めるとともに協定書に基づき適切な管理がなされるように指導監督が行われているかを主眼として監査した。

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、支出の時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- カ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に意を払い、利用の奨励に努めているか。

## V 監査の主な実施内容

### 1 予備監査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面確認による予備監査を行った。

- (1) 指定管理施設及び指定管理者等の概況
- (2) 指定管理者指定申請書及び添付資料
- (3) 利用料金制度導入に関する市長からの承認通知書
- (4) 基本協定書及び令和5年度の年度協定書
- (5) 指定管理者の業務範囲に関する仕様書
- (6) 令和5年度の事業計画書及び事業報告書

- (7) 所管部署で作成した基準費用積算書（令和5年度分）
- (8) 指定管理者との協議等に係る記録
- (9) その他指定管理に関する関係書類

## 2 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、指定管理者及び対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の監査を行った。

## VI 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

予備監査は監査委員事務局において実施した。  
本監査は神岡支所情報活動室において実施した。

### 2 日程

9月13日 各部署への監査の実施通知  
10月 1日～10月 9日 予備監査  
10月11日 監査委員及び事務局による対象施設の現地調査  
10月23日～10月31日 監査委員による本監査（対面監査）  
11月12日 監査結果の報告 監査委員会議  
11月14日 部長講評  
11月22日 監査結果報告書の提出

## VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の出納その他の事務の執行がおおむね適正に行われていると認める。

## VIII 監査の意見

（はじめに）

財政援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項に基づく監査であり、「①大仙市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等の財政的援助を与えているもの」「②大仙市が4分の1以上出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者」「③大仙市が公の施設の管理を行わせているもの」の中から監査計画に基づき実施しているものである。

原則として、①～③を各年度順番に選定し、かつそれの中から監査資源や監査期間等を考慮し監査対象数を決定している。

本年度は、③の公の施設の指定管理者を監査対象とする年度であり、全65対象施設の中から13施設を選定し、前記IV及びVにより監査した。

総じて、どの指定管理者も「大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づく選定がなされ、施設設置条例の趣旨を踏まえた善良な管理が行われており、「指定管理者評価事務要領」に基づき評価されていたが、改善を求める事項やより一層の

施設の有効活用が期待される点があったので、下記の各項目で詳述する。今回対象となつた施設はもとより対象とならなかつた施設を含め全ての指定管理者制度を導入している施設を所管する部署並びに指定管理者においては、本意見を参考に業務の点検を行い、適正な制度運用に努められたい。

また、供用開始後 46 年を経過した施設を含め多くの施設が合併前の旧市町村で実施した補助事業により取得した施設であるが、合併後に様々な経緯を経て現在の管理部署へと所管替えが行われ、かつ指定管理者を含めた管理委託団体が変遷する過程で利用されていない施設や管理範囲が不明瞭になっているところが見受けられた。

なお、各施設は地域振興やスポーツ・体力増進の中核的施設として設置されており、利用者数は市及び指定管理者の努力によりコロナ前の水準に戻りつつあるが、更なる施設の利用促進に努められたい。

## 1 指定管理者基本協定書への対応について

指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）への対応について、次のような事項が認められたので改善されたい。

### （1）第三者への委託について

基本協定書には、「指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託してはならない」と規定されている。この規定に基づき指定管理者は承認申請を行っていたが、市において承認手続きがなされていないものがあったこと。（中仙支所市民サービス課）

### （2）事業計画書について

基本協定書には、「指定管理者は毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない」と規定されているが、提出された事業計画書の記載が基本協定書で定める項目を満たしてないところがあったこと。（太田町東部墓園墓地使用者組合・太田支所市民サービス課）

### （3）事業報告書について

基本協定書には、「指定管理者は毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出し、市の確認を得なければならない」と規定されているが、提出された事業報告書の記載が基本協定書で定める項目を満たしてないところ、事業報告書の確認が不十分なところがあったこと。

このうち、事業報告書の確認については、今回の監査を通じて課題があると思われることから、下記 6 で別に述べることとする。

指摘内容	対象課及び団体
事業報告書に代えて団体の総会資料を提出しているが、基本協定書に定める項目を満たしていないなかった。	太田支所市民サービス課 太田町東部墓園墓地使用者組合
事業報告書に自主事業の実施状況が記載されていなかった。	中仙支所市民サービス課 物産中仙株式会社

#### (4) アンケート等の実施及び自己評価について

基本協定書添付の管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、指定管理者が施設利用者アンケート等の実施や利用実績の分析等による自己評価を行い、その改善策を事業報告書とあわせて報告することとなっているが、アンケートが実施されていないところや報告がなされていないところがあったこと。

アンケートは、利用者評価を施設の有効活用や市民サービスの向上につなげるとともに指定管理者評価に反映させることを目的としていることから、確実な実施及び報告がなされるよう指導を徹底されたい。

指摘内容	対象課及び団体
仕様書において施設利用者アンケート等を実施することとしているが、実施していなかった。	西仙北・協和建設水道事務所 株式会社協和振興開発公社
事業報告書に施設利用者アンケート等の内容及び自己評価が記載されていなかった。	中仙支所市民サービス課 物産中仙株式会社 協和支所市民サービス課 株式会社協和振興開発公社

#### (5) 連絡調整会議について

基本協定書には、「市及び指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、連絡調整会議等を開催する」と規定されているが、協議の経過記録が残されていないところがあったこと。（太田支所市民サービス課）

#### (6) リスク分担について

基本協定書別紙3のリスク分担表には、「備品一覧に掲載されていないものの新規購入は協議による」と規定されているが、協議の内容を明らかにする記録が作成されていないものがあったこと。（大綱交流館）

#### (7) 指定管理料の変更手続について

基本協定書には、「物価水準等の変動により当初合意された指定管理料が不適当となつた場合は、市又は指定管理者の通知による変更の申出を受けて協議を行うこと」と規定されているが、協議の内容を明らかにする記録が作成されていなかったこと。（中仙支所）

市民サービス課)

また、指定管理料変更の覚書について、適用条文や締結年月日が誤っているものがあったこと。

指摘内容	対象課
覚書に記載する適用条文が誤っていた。	協和支所市民サービス課
覚書の締結年月日が誤っていた。	中仙支所市民サービス課

#### (8) 基本協定書の変更手続について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により、個人情報の保護に関する法律が一部改正された。これに伴い基本協定書を一部変更する必要があるが、変更協定が締結されていないものがあったこと。(中仙支所市民サービス課)

#### (9) 法定点検等の未実施について

仕様書に規定されている法定点検等について、一部実施されていないものがあった。大仙市指定管理者制度に係る運用指針では、「必要な修繕や法定点検などを履行しないことにより得た利益は、指定管理者制度の趣旨に反する」とされていることから、仕様書に定める法定点検等の履行状況について、確認を徹底されたい。(むつみ造園土木株式会社・太田支所市民サービス課)

また、法定点検等を含めた指定管理の範囲や業務内容の設定については、今回の監査を通じて課題があると思われることから、下記6で別に述べることとする。

### 2 文書処理について

公文書管理規則第19条第2項の規定に基づき、公文書管理システムで文書主任に回付すべき事業計画書や事業報告書等を同条第4項の規定に基づく軽易な案件に係る供覧処理をしているものがあった。(大綱交流館)

システムに登録しないことは、公文書の適正な管理及び保存に支障が生じることから、適切な文書処理を行われたい。

### 3 指定管理に係る経理について

指定管理に係る経理書類を確認したところ、事業報告書と数値が一致しなかったものがあった。関係書類の照合を徹底されたい。(株式会社オーエンス・大綱交流館)

また、領収書綴を確認したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあった。証憑書類の適正な整備に努められたい。(大曲スポーツクラブ・スポーツ振興課)

### 4 適正な予算執行について

太田東部墓園内にある枯損木が利用者に被害を及ぼすおそれがあったことから、市と指定管理者が協働で伐採を行った。枯損木の除去は、仕様書において業務内容に含まれてい

ることから、本来は指定管理者の負担により行うべきところ、処理費用には地域枠予算（市民協働型）が充てられていた。（太田支所市民サービス課）

地域枠予算は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための予算であることを踏まえれば、当該費用を支出するのは適切ではないと考えられる。

令和6年度からは生活環境課と協議し墓地公園管理費に予算措置したとのことであるが、今後は指定管理者の業務範囲及びリスク分担について十分検討し明確にするとともに市が負担する場合は適正な予算執行に努められたい。

## 5 自主事業について

指定管理者指定申請書に記載した自主事業について、利用団体が主催する事業と重複していることなどを理由に実施されていないところが見受けられた。（株式会社オーエンス・大綱交流館）

自主事業は、指定管理者のノウハウを活かした事業の実施により施設の利用促進につなげることを目的としていることから、積極的な実施に努められたい。

## 6 指定管理者制度の運用について

前記1に記載している事項を含め、市所管課の指定管理者制度導入時における指定管理の範囲及び業務内容の検討や事業報告書の内容確認が不十分であることにより、指定管理者の業務実態の把握や指定管理者の管理運営に関する評価シートの作成が適切になされていないと思われる事例が複数見受けられた。

こうした状況は、基準費用額算定や指定管理者評価の妥当性に疑義が生じる可能性があることから、指定管理者制度の導入段階において十分な検討を行うとともに事業報告書の内容や指定管理に関する収支の詳細を的確に把握し、適正な制度運用に努められたい。

## 7 指定管理施設と関連した施設について

今回監査した施設と同一敷地にある大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設、太田農村体験の里交流促進センター（あか松庵）並びに交流ハウス（もみじ庵）は指定管理の範囲に含まれていなかった。

その理由について確認したところ、公共施設等総合管理計画においては改修により長寿命化を図ることとされているが、計画どおりの改修がなされていないなどの理由により事実上遊休施設化していることによるとのことであった。

こうした状況は、施設設置条例の目的と乖離していることから利活用や廃止を含めた施設の方向性について検討されたい。

また、指定管理施設とそれ以外の施設で共用している電気や水道などの設備について、管理範囲及び費用負担が曖昧になっているものがあったので図面を活用するなど管理及び費用負担の範囲を明確にされたい。

## 8 施設の利用に制約を生じさせている建物・設備等の不具合の解消について

例えば、西仙北スポーツセンターは供用開始以来、構造上の問題から寒暖差の激しい時期などに天井の鉄骨部分に結露が集中し床に水滴が落ちるため、使用目的によっては利用

を断念するケースが生じている。

建物・設備等の不具合により施設本来の機能を発揮できないことは、利用者に不便をかけることはもとより、指定管理者の収益にも影響があることから、課題の解消に向けて対応策について検討されたい。

## 9 指定管理者間の情報交換について

個々の指定管理者においては、それぞれのノウハウを活かした維持管理がなされているが、指定管理者間の情報交換などを行うことにより、自主事業における連携や更なる市民サービスの向上につながることが期待されることから、そうした機会の設置について検討されたい。

## 10 基準費用額の算定について

中仙地域農業総合管理施設の指定管理者である物産中仙株式会社は、地元農家などの生産者から農産物の販売を受託し手数料収入を得ている。受託した農産物の販売は同施設で行われているが、手数料収入は物産中仙株式会社本体の収益として計上されており、基準費用額積算及び指定管理部分の収支には計上されていなかった。

その理由について確認したところ、令和元年度に農協婦人部が運営していた農産物直売部門を物産中仙株式会社が引き継ぐことになったが、その取扱いに関する確認を市と指定管理者双方が怠ったためであるとのことであった。

指定管理に係る収支内容は、適正な基準費用額及び指定管理料の積算に大きく影響することから、今後は指定管理部分とそれ以外の部分に関する収支の帰属先を明確に区分するとともに適正な基準費用額の算定がなされるように努められたい。

(以上)